

作成することをいうこととしたしております。

第五号は、「造成主」について定めておきます。造成主とは、宅地造成に関する工事の請負契約の注文者または請負契約によらないでみずからその工事を施行する者をいうこととしたしております。

第六号は、「工事施行者」について定めておきます。工事施行者とは、宅地造成に関する工事の請負人または請負契約によらないでみずからその工事を施行する者をいうこととしたしております。後者の場合においては、第五号の造成主と工事施行者とを兼ねることになるわけでございます。

第二章、宅地造成工事規制区域、以下規制区域と略称して申し上げます。

第三号は、宅地造成工事規制区域、その指定の要件及びその手続について定めておきます。

第一項は、建設大臣が規制区域として指定することができる土地の具備すべき条件及びその手続を定めたものでございます。この法律は、宅地造成に伴い生ずる災害を防止することを目的としており、そのように災害の生ずるおそれの著しい市街地または市街地となろうとする土地の区域を規制区域として指定することとしたしております。その指定は、関係都道府県の申し出によることとし、地方自治法第二百五十二条の十九条第一項の指定都市、いわゆる五大市でございます。出によることと定めておきます。以下都道府県または都道府県知事と申し出るときは同様でございます。その申し出の際には、あらかじめ市町村長の意見

を聞かなければならないこととして、市町村の意見を十分に反映させることとしたしております。

第二項は、前項の指定は規制区域内の土地の形質の変更が制限されるなどの私権の制限を伴うものでございまして、規制区域の指定は、この法律の目的を達成するため必要最小限度のものでなければならぬ旨を定めたものでございます。

第三項は、規制区域の指定は官報に告示することによつて行なうことを定めておきます。

第四号は、規制区域の指定またはその申し出のため、測量または調査を行なう必要がある場合には、建設大臣もしくは都道府県知事等が他人の占有する土地に立ち入ることができ、及びその手続について定めておきます。住宅地区改良法、地すべり等防止法等には同一の規定がございまして、第五号は、測量または調査を行なうにあつて、必要な障害物の伐除及び試験等を行なう場合には市町村長等の許可を要すること及びその他所要の手続を定めておきます。前条と同じく、住宅地区改良法等と同様の規定であります。

第六号は、他人の占有する土地に立ち入る場合または障害物の伐除もしくは試験等を行なう場合に携帯すべき身分証明書または許可証について定めておきます。

第七号は、測量及び調査に必要な立ち入り、障害物の伐除等に伴う損失の補償について定めておきます。

第三章、宅地造成に関する工事等の規制。

第八号は、規制区域内において宅地造成に関する工事を行なうとする造成主は、都道府県知事の許可を受けなければならないことを定めてあります。

第二項は、都道府県知事は、許可の申請にかかる宅地造成に関する工事の計画が次の規定に適合しないと認めるときは、許可をしないこととすることを定めておきます。

第三項は、都道府県知事は、宅地造成に関する工事の許可をする際には、災害を防止するため工事中の安全措置等必要な条件を附することができ、これを定めておきます。

第九号は、規制区域内で行なわれる宅地造成に関する工事は、政令で定める技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の設置等災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならぬ旨を定めておきます。なお、政令でその技術的基準のうち都道府県の規則に委任した事項に関しましては、都道府県知事が規則を定めたときは、その規則に従つたものでなければならぬことと定めておきます。

第二項は、前項の規定により講ずべきものとされる措置のうち、大規模でむずかしいものは、一定の資格を有する者の設計によらなければならないことと定めて、工事の安全性を確保しようとしたておきます。なお、設計者の資格については政令で定めることといたしておきます。

第十号は、宅地造成に関する工事の許可の申請があつた場合における都道府県知事のなすべき処分及び通知の方法について定めておきます。

第十一号は、国または都道府県が規制区内でみずから宅地造成に関する工事を行なう場合の特例について定めておきます。

第十二号は、許可にかかる工事が完了した造成主は、都道府県知事から工事完了の検査を受けなければならないことを定めておきます。

第二項は、検査に合格していると認めるときは、検査済証を交付すべきことを定めておきます。

第十三号は、都道府県知事が行なう監督処分について定めておきます。

第一項は、都道府県知事は、偽りその他不正な手段により宅地造成に関する工事の許可を受けた者またはその許可に付した条件に違反した者に対し、その許可を取り消すことができることを定めておきます。

第二項は、都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内で行なわれている宅地造成に関する工事で許可を受けないもの、許可に付した条件に違反したもの及び宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置の講ぜられていないものについては当該造成主、当該工事の請負人または現場管理者に対して、工事の施行の停止を命じまたは擁壁もしくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のために必要な措置をとることを命ずることができることを定めておきます。

第三項は、宅地造成に関する工事が完了した宅地で、都道府県知事の許可もしくは検査を受けなかったものまたは宅地造成に伴う災害の防止のために必要な措置の講ぜられていないものにつきましても、都道府県知事は、その宅地の所有者、管理者もしくは占有者または造成主に対して、当該宅地の使用を禁止もしくは制限し、または擁壁もしくは排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のために必要な措置をとることを命ずることができることを定めておきます。

第十六号は、すでに造成された宅地に対する改善命令について定めたものでございます。

すなわち、第一項におきまして、都道府県知事は、規制区域内の宅地で宅地造成に伴う災害の防止のために必要な措置または排水施設が設置されてい

成に伴う災害の防止のために必要な措置をとることを命ずることができることを定めておきます。

第四項は、都道府県知事が、前三項の処分または命令を行なうとする場合においては、聴聞を行なわなければならないことを定めておきます。

第六項は、都道府県知事が措置命令を発する者を通知できない場合における代執行について定めておきます。

第十四号は、宅地や宅地造成に関する工事の実情を把握しておくため規制区域内の宅地において規制区域指定の際に行なわれている宅地造成に関する工事の造成主及び擁壁または排水施設に関する工事その他政令で定める工事を施行する者並びに宅地以外の土地を宅地に転用した者は、それぞれ一定の期間内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならないことと定めておきます。

第十五号は、規制区域内の宅地の所有者等は、宅地造成に伴う災害が生じないよう、その宅地を常時安全な状態に維持するように努めなければならないこと及び都道府県知事は、規制区域内の宅地について宅地造成に伴う災害の防止のために必要であると認める場合は、その宅地の所有者等に対して宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置をとることを勧告をすることができ、これを定めておきます。

第十六号は、すでに造成された宅地に対する改善命令について定めたものでございます。

すなわち、第一項におきまして、都道府県知事は、規制区域内の宅地で宅地造成に伴う災害の防止のために必要な措置または排水施設が設置されてい

いかまたはきわめて不完全であるため、これを放置しておけば、災害の発生のおそれが著しいものについて、その著しいおそれを除去するため必要であり、かつまた土地の利用状況等からみて相当な限度で宅地所有者等に対して擁壁もしくは排水施設の設置等の工事をするを命ずることができるとして、危険な状態を放置すれば災害の生ずることが明らかな宅地について安全を確保する措置を講ずることができるといっておきます。

第二項は、前項の場合において都道府県知事は、宅地所有者等以外の者の行為、たとえば隣地における土地の形質変更等により宅地造成に伴う災害の発生のおそれが著しいことが明らかな宅地について、その行為をした者に工事をするに必要措置をとらせることができることとして、その行為をしない宅地の所有者等に過重な負担をかけることのないように、均衡をはかることとしておきます。

第三項は、前項の場合における聴聞及び代執行について定めておきます。

第十七条は、都道府県知事またはその命じた者もしくは委任した者が許可、監督権限等の権限を行なうために必要な限度で、規制区域内の宅地に立ち入り、当該宅地または当該宅地で行なわれている宅地造成に関する工事の状況を検査することができ旨及びその手続等について定めておきます。

第十八条は、都道府県知事が規制区域内の宅地所有者等から当該宅地または当該宅地において行なわれている工

事の状態について報告を求めることができることを定めておきます。

第四章、雑則。

第十九条は、第八条第一項の許可の申請をしようとする者は、三万円をこえない金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないこととしておきます。

第二十条は、市町村長が、都道府県知事に規制区域内の宅地造成に伴う災害の防止に関し意見を申し出ることができるとして、市町村の意見が都道府県知事に反映することとしておきます。

第二十一条は、都道府県知事のした処分または命令に対する訴願について定めておきます。

第二十二条は、この法律の実施のために必要な規定を政令で定めることができる旨を定めておきます。

第五章、罰則。

第五章は、罰則について定めておきます。

附則につきましては、第一項は、この法律の施行の日について定めておきます。

第二項の建設省設置法の一部改正は、宅地造成等規制法の施行に関する事務を建設本省の所掌事務に加えたものでおきます。

第三項の建築基準法の一部改正は、規制区域内において、都道府県知事の許可を受けて工事を施行する擁壁につきましても、建築基準法の確認等に関する手続等の規定は適用しないということに改めたものでおきます。

以上でこの法律案の逐条ごとの説明を終わります。十分御審議の上、すみやかに御可決下さいようお願いいたします。

〇二階堂委員長 本件に対する質疑は次会に譲ります。

午後一時四十一分休憩

午後二時五十九分開議

〇二階堂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

水資源開発促進法案及び水資源開発公団法案の両案を一括議題とし、審査を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。久保田君。

〇久保田（円）委員 水資源開発二法案に関連をいたしまして、企画庁長官といたしまして、特に最近におきましての大都市の地方分散、こういう問題が各省間におきまして強く取り上げられておるわけでございます。中でも経済企画庁といたしましての考え方、これを御計画がございましたら、あらましの構想でもよろしゅうございませうが、お聞かせ願いたいと存じます。

〇藤山国務大臣 所得倍増計画を達成する上におきましても、あるいは現状の日本の産業の状況から申しまして、過大都市を形成いたしますことは、日本の能率的な発展のためにも適当でございませぬし、また地方と中央との地域的な格差、それは所得の上からも生産の上からも同時に考えられる問題でございませぬが、そうした問題について十分な配慮をいたさなければならぬと思ひます。そういう意味から申しまして、地方的な産業の集中が過大になり

いうことも必要なことでございませうし、その分散も計画的に行なわれなければ、再び分散したもの自体の間に混淆を来たしてもいけないと思うわけであります。そういう意味からいいますと、低開発地域の工業開発あるいは新産業都市の建設というような問題は大きな問題として取り上げて参らなければならぬのであります。従つて、前者につきましては促進法を提案することにしたしておりますし、また新産業都市建設につきましては、各省でそれぞれのお考えを持っておられるようでありませう。これらのものを調整して参らなければならぬと思ひますが、現在完におかれてもそういう意向におきまして話を進められておるようでありますから、われわれとしてもそういう意味においてこの問題は考えて参りたい、こう存じております。

〇久保田（円）委員 私どもも、現在の東京におきましての特に交通上の麻痺状態、人口、産業を地方に何らかの形において分散させなくちゃいけない、これは痛切に考えておるわけでございませう。長官が今申されました通りに、現在の状態では将来において非常に心配ができます。ところが、この水資源二法案をよく検討してみますと、先ほど長官が言われましたいわゆる都市と地方との地域格差、これをなくするというような精神で、非常によろしいと思うのですが、この二法案の精神は、水が必要であるところの地域、結局都市が中心になるわけでございませうけれども、これに水を供給してやろう、こういうふうな趣旨がこの法律案の目的の中に、はっきり書かれておる

わけでございませう。かような点から、どうも一方におきましては後進地域の開発のため、なおまた経済格差をなくさせるために地方分散を考え、実際に都市におきまして分散をしようというものが、この法律案ができたために非常に安心感はあるわけですね。政府といたしまして、水には心配するな、こういう方向で進むのだという一つの鏡を出したわけでございませう。ここの点、何か矛盾しているような感じがいたしますけれども、ここの点に對しての見解は、どういふふうな御見解を持っていられませんか。

〇藤山国務大臣 現在工業が進展しております地方に水が非常な大きな問題であることは、これは申すまでもないのでございませう。特に日本の工業というものの体質改善が行なわれまして、機械工業なりあるいは重化学工業なりが出て参りますと、機械工業は第二といたしまして、重化学工業というものは水によつてその生命をつないでいるとさえ申すことができるのではないかと、こういうふうな考えられます。従つて日本の産業構造を変えて参ります上からいいますと、水を有効に利用するというのが必要でございませう。さしあたりとしては、当面の工業用水その他の不足しております地方に十分それを有効に利用させるといふことが、今日の課題でなければならぬと思ひます。しかし、むろん水が十分に培養されなければ水資源というものは有効に利用されないものでありますから、そういう意味におきまして私は矛盾しているものとは思つておりませう。

〇久保田（円）委員 この法律案の目的の中で、「水の需要の著しい増大が

みられる地域に対する用水の供給を確保するため、特定の河川の水系における水資源の総合的な開発及び利用の合理化の促進を図り、もって国民経済の成長と国民生活の向上に寄与することを目的とする。とはつきり書かれておるわけでごさいます。確かに水が必要であるから水を持つていくのだ。しかしながら、昔からこの水をたくわえる上におきまして、その地域におきましてのこの努力というものは大へんなものでございます。森林の造成をする上におきまして、あるいはこれを管理する上におきまして、公共団体あるいは個人におきましては非常な苦勞がなされておるわけでごさいます。こういうふうな面から今後水源の涵養あるいは保全という面から見ても非常に大切ではないか。

なお、私は群馬でありまして、利根水系を見まして、なるほどダムを作った、ところがダムを作ったために下流のものがどうなっておるかという、ダムの下におきまして非常に水が少なくなるわけでごさいます。そういうふうな点におきましては、井戸水が濁水したとか、あるいはその建設にあたって道路面に対しまして非常に問題が出ておるわけですね。一例をとりますと、ダムを作る上において、道路の問題でありますけれども、今までの一定の道路が通れないためにこれを改修をして、そのために別に迂回をしていくわけですね。そうしますと、これは町村道ですけれども、これがこわれてしまふわけですね。こわれても、こわれてばなしにしておいて、それは知らないというふうな問題が各所に起きているわけですね。しりの持つていく場所がな

い、こういうふうな関係におきまして、地域的におきましては、非常に何といふまじょうか、迷惑をする。そういうふうな現象が現われておるわけですね。こういうふうな点から推しまして、今後のいわゆる地域的なめんどどうもある程度までみてやらなくちゃならないじゃないか。

同時に、全体から見れば開発という面になりますけれども、そこであるいは電源開発ができたとしても、その電力はどこへ行くかということになると、やはり都市中心に流れていく、こういう結果になるわけですね。それを分析していくと、今度は地方税におきまして、いわゆる電気ガス税に對しましての考え方がどうなるか、当然われわれは意見があるわけですね。こういう点は一応とにかく水源の福祉になるような施策、大きく言えば開発という面に対しまして、やはりこの法律の中で明示しておかなければならないのじゃないかというふうなことは考えます。こういうふうな点に對しまして、企画庁長官の御意見を承りたいと思ひます。

○藤山国務大臣 いろいろこの法案の直接間接にわたりますところは、不足しております工業用水、その他既存の工業地帯に対する水の合理的な供給ということでありまして、合理的な供給ということとは、十分むだのないようにこれを開発していくということをおねがひしておるわけでありまして、しかしながら、今申し上げましたように、そういう合理的な開発をして、合理的な水の使用をするにいたしまして、水源方面の培養というものは、そういう地方

の既存の権益、その他将来の水の需要ということが考慮されることは当然のことでごさいます。

○久保田(円)委員 そうすると、長官といいたしましては、水源の保全、涵養という面に対しても十分な考慮を払わなくちゃならない、なおまた、開発という面に対しましてとにかく考えよう、こういうふうな解釈してよろしうございませうか。

○藤山国務大臣 今申し上げましたように、上流地域の既存の権益、その他将来の水の需要等は十分考慮に入れることが必要だと考えております。

「大臣の御答弁はちつとも聞こえない」と呼ぶ者あり

○二階堂委員長 大きな声で願ひます。

○久保田(円)委員 開発の点はどうですか。

○藤山国務大臣 いろいろ、水全体を合理的に運用して参るわけでごさいますから、そういう意味におきまして十分水源方面のことも考えますと同時に、国土開発に当たつて総合的に各地の経済事情を上昇していかなければならぬわけでごさいます。そういう点は、別途当然各地のいわゆる低開発地と申しますか、そういう地域に對する開発というものは、特に水に關連が有りますれば、この開発に對する非常な要望が適地にもなると思うのであります。そういう点については別途当然考慮されるべきことだと思ひます。

○久保田(円)委員 第三条の「関係都道府県知事及び水資源開発審議会の意見をきいて」という問題と、第四条におきましての、これもやはり「意見をきいて」という、この意見

を聞くという解釈問題でございます。が、どの程度に意見を聞くわけですか。

○藤山国務大臣 この「意見をきいて」と申しますのは、むしろ意見を聞いて、十分な尊重を払つていくということでごさいます。

○久保田(円)委員 私はこう思うのです。意見を聞くにしても、聞いておとはよきに取り計らうということもございませう。それから聞きつばなしというところも意見を聞いたことになる。いろいろ意見を聞くというところは解釈できるわけですが、一歩前進してみますと、意見を聞く以上は、当然お互いに協議はしなくちゃならぬわけですね。協議をしていく、こういうところまで進んでいかなければならぬと思う。ところが、協議をしても協議が成り立たない。ただ意見は聞いたんだ。私の方には意見を聞いたんだから、意見は聞いた、こういう解釈でいくのか。協議をした、協議をしてお互いに意見の一致を見て、これで意見を聞いたんだ、こういうふうな解釈をするのと、両方ありますけれども、大体その点はどんなところまでか。いわゆる意見を聞くというその限界点ですね。この点を一つお示し願ひたいと思ひます。

○藤山国務大臣 意見を聞く場合に十分尊重することは、これは当然のことでありまして、初めから尊重しない意見は当然ないわけでありまして、従つて、政府としてもむしろそういう努力はいたします。いろいろ意見を聞きまして、どういふ形において話し合ひがつくかということについては、いろいろな事情、そのときの条件でございま

しょうから、今一がいにこういう形でもって話し合ひがつくのだということに限定的に申し上げるわけには参りませんけれども、十分尊重してそれに対処することにならうと思ひます。

○久保田(円)委員 そうすると、長官の考え方は、十分尊重する、その比重というものは、先方の意見を聞く上において十分尊重する。そうすると、私の解釈でいきますと、比重というものは、意見を聞くこちらにあると思うのです。いろいろの意見を出す方向にある。そうしますと、その意見がお互いの話し合ひの上におきまして、結局同調するところまで意見を聞いてくるわけですね。そうすると、結局この点は、はつきり意見は聞くということになると、むしろ地方団体の長といったにしても非常に疑問を受けるわけですね。十分意見を尊重するということがあつたら、むしろお互いに意見が成立したときに初めて次の問題に入るわけでごさいますので、先方の意見に同意するというふうな考え方にむしろ積極的といった方がいじやないかという工合に私は考えます。この点はどうですか。

○藤山国務大臣 意見を聞いて、そしてお互いに相手方の意見を尊重し合つて一つの結論を出すということは、單なる同意、イエスかノーかというよりも、もっと具体的に、あるいは實際的な問題の解決の方法だと思ひます。

○久保田(円)委員 私は了解点が得られたときが、やはり政治という面に對しましては意見を聞いたんだ、こういうふうな解釈をしておるわけですね。すべての政治というものは、とにかく意見の聞きつばなしじゃない。何ら

かの形で意見を尊重してやるんだ。こ
ういう考え方でありますので、いわゆ
る了解ができるときは同意が得られた
んだ、こういうふうに解釈をしておる
わけです。従つてその意見を聞くとい
うことに對しましての解釈は、同意が
得られたのだ、こういうふうに解釈し
てよろしいかどうか。

○藤山国務大臣 同意という言葉とは
ちよつと違ふと思つておりま
す。そういう形において意見を聞い
て、そしていろいろその意見のあると
ころに従つて考へて参るといふことは
当然だと思ひます。しかしながら、同
意という言葉とは同義語でないこと、
これは申すまでもございせん。

○久保田(円)委員 どうも、意見の聞
きつぱなしというのに對しては私
は非常に「意見を聞く」というだけで
は、どうも將來すつきりしないと思
ひます。むしろ協議という点に對しま
してお考へがあるかどうか。いわゆる
協議の解釈は、協議が成立するんだ、
成立しないものは協議にならない、こ
ういうふうな考へ方はいかがですか。

○菅政府委員 御承知のように、従来
の用語例におきまして、主務大臣が都
道府県知事の意見を取り入れようとし
ますときは、いつも「意見をきいて」
という文字を用いております。主務大
臣から都道府県知事に協議するとい
う方は従来しないものですから、こ
ういうふうに書いたものであります。従
いまして公団が実施計画を作りますと
きは、これは明らかに公団が「都道府
県知事に協議する」という文字が公団
法にございします。でありますから、そ
ういう用語例に従ひましたので、協議
をするといふことは同じ実質を得

るように、意見を聞いて尊重して参る
という趣旨なのであります。御了承を
いたしたいと思います。

○久保田(円)委員 第四条の基本計
画の設定でありますけれども、この三
項で「基本計画には、治山治水及び電
源開発について十分の考へが払われて
いなければならぬ」と、この点で、治
山治水、電源開発——ところが、先
ほどお伺ひいたしました地域に對しま
しての考へ方が、基本計画のどれを見
ましてもないのである。この点はいか
がですか。

○藤山国務大臣 ちよん治山治水ある
いは電源開発というものは、その方面
の地域から離れて考へられるわけでは
ないのであります。地域を含んでい
ることは當然でございします。

○菅政府委員 今、大臣から御答弁が
ありましたように、この仕事は中央、
地方が一体となつてやらねばならぬの
でございします。特に流域全体にわた
りましての考へは十分払ふようなこと
が、立法の趣旨でございします。第三
条にありますが「広域的な用水対
策」といふ、「広域的な」といふよう
な文字を使ひましたのも、下流の工業
用水等を利用する都市方面のみなら
ず、水源地方の後進地域の開発につ
きましても十分配慮をするといふ意味
で、わざわざ「広域的な用水対策」と
いうような文字を用いたものでありま
す。また、この第五条の計画の内容に
記載すべき事項の中で、第一号に「水
の用途別の需要の見とおし及び供給
の目標」といふものがございしますが、こ
の需要供給の關係は、ひとり大都市の
工業用水、上水の需要供給のみなら
ず、水源地域の、上流地域におきま

農業用水やその他の需給についても、
十分これを計画いたしましたので、記載を
する趣旨でございしますから、必ずしも
そういう文字を用ひませんでも、全体
の趣旨がそういうふうに入つておるの
でありますから、そういうふうな私ど
もは考へておる次第でございします。

○久保田(円)委員 これは基本計画の
中に、私の考へといひましては、先
ほど詳しく申し上げました通りに、地
域開発、これをとにかく考へてもらわ
なくちやならない、かように考へるわ
けでございします。公団法の第十九条の
二項に、先ほど政務次官からお答弁が
ございしましたけれども、意見を聞くとい
ふことと協議するといふことがあ
り、それから第二十条にも、はつきり
出ておるわけにございしますが、結局ど
ちらの、意見を聞く、あるいは協議を
するにいたしたとしても、この協議は、
協議が成立するまでは協議をするん
だ、こういうふうな解釈してよろし
うございしますか。

○菅政府委員 協議をする規定され
ました以上、やはり協議相とのわき
るときは協議をしたことに相ならぬ
ものと考へております。協議がどの
いませんでしたら、あくまで協議を統
ける。どうしても協議とのわかないと
きは事を前に進めない趣旨だ、こうい
うふうな考へておる次第でございま
す。

○久保田(円)委員 そうしますと、意
見を聞くといふこともそういうふう
に解釈してよろしうございしますか。
○菅政府委員 実質上は同じと思ひま
す。ただ先ほど申しましたように、主
務大臣が都道府県知事に、何と申しま
すか、協議をするといふ言ひ方はいた

しませんから、「意見をきく」とい
ふ表現を用ひたのでございします。趣旨
は同じとお考へをいたしたいと思います。

○久保田(円)委員 建設大臣にお伺
いたします。どうも、地方団体に入
りますと、私も県会におつた当時に、知
事の立場というものはとにかく容易で
ないのです。従つて、私どもの陳情に
あるのは、いわゆる水系指定も、知事
の意見を出すときには議会の承認を得
るというところまで知事が突き上げら
れておるわけなんです。水系指定をす
るにしても、あるいは基本計画の策定
の中で、いろいろ知事との先ほどの
「協議」「意見」といふようなものが
出ておるわけなんです。非常にむずかしい
問題でありますので、いわゆる意見を
聞く、いわゆる協議をする、こころの
点をはずりしておかないと、非常に
問題が起るのではないかと、かように
考へますので、この点を建設大臣とい
たしましてはどうお考へですか。

○中村国務大臣 大体従来の立法例等
によりまして、監督官庁あるいは政府
機関と地方機関あるいは下部行政機関
との關係におきましては、協議をする
という用語を用ひないで、意見を聞く
という形をとつていつていふようござ
いします。この法律案もそういう精神
に基づきまして立案されたとは私は考
へております。

そこで、公団法の二十条の方で、公
団が事業実施計画を立てる場合には、
そういうたような關係にございせん
ので、都道府県に協議をするといふ形
に用語が違つておるわけにございま
す。

先ほど来いろいろ御質問のございま
した点について私の考へを率直に申し
ますと、先ほど企画庁政務次官からお
答へがありましたように、協議をする
といふことは、協議がどのうといふ
ことを精神としては目的としておる
思ひであります。ただ、いかなる場
合においても完全に協議がととのつ
て、意見が一致しなければならぬか
どうかといふことについては、同意と
のまた差がございしますから、若干の開
きはあつてもいいけれども、しかしな
がら協議をするといふ以上は、協議の
こととを間違ひないといふことは考へてお
ります。

○中島(鐵)委員 関連して……こ
れは非常な問題でありまして、私も
社会党といひましては、知事の同意
を得る、こういうふうな修正を出して
おるわけにございします。そこに自民党
さんなどの御意見もありまして、その御
意見とは、同意といふことになると、
全く知事が最初から拒否したような場
合には話し合ひができぬのじやない
か、これでは實際において公団が仕事
ができぬ、こういうふうな御意見も
あつて、これは私も十分理由がある
と考へておるわけにございします。そこ
で、この表現の問題ですが、かりに今、
両大臣がいふ言ひをしましても、法律
として施行された場合は、たとへば公
共土木の国庫負担法におきましても、
災害復旧は原形復旧だといふことが樹
立されておりますと、なかなか改良を
入れる、改良を入れると大臣が言われ
ましても、若干入るけれどもなかなか
入らない。実はこつけないことは、こ
のごろの休会中の災害対策協議会に、
前に建設大臣をしておつた遠藤三郎君
が、改良改造といつたつてちつとも入

らぬじやないかと、建設大臣みずからがそう言っておられるもので、この法案が一度施行されれば、やはり意見を聞く、常識的な判断で意見を聞く、この筋でどうしても通らざるを得ぬのです。

それから、この公団法におきまして、促進法においても、一貫して水資源界に対するところの考慮が非常に欠けておるのは私も遺憾だと思つておる。どうしても利水に先行して治水と

いうことを重点にこの中に流れておらねばいけない。その点が非常に遺憾だと思つておる。たとえば、電源開発の例に見まします。電気ガス税として一割取つておられます。すなわち水を水資源界からもらつて電源開発をして、それがために榮えておられるところの東京とか川崎とか、神戸とか大阪というところが、一割の電気・ガス税を取つて、そうしてまるまる太つておる。それから、水を供給する界は、わずかに水利使用料というものが、電気・ガス税に比較すればほとんど何十分の一か何百分の一にしか値もぬような、わずかの金が入つて、そうしてダムの上昇なんかで非常に治水上の負担をかけられて、地域格差の拡大というのはますます大きくなつておる。

これと同じように、この法案がこのまま通過いたしますと、いわゆる水を利用する工業界、都府県というものはますます発展して、水資源関係の界がますます窮乏するということとは、これは明らかなんです。従いまして、この「意見をきく」ではなくいたしまして、「同意」ということでもし困難であるとすれば、「協議をする」、そして協議がととのわない場合において

は手をつけないというような大臣言明でもして、少なくともこの「意見をきく」はもう一歩前進すべきだ。僕は今の久保田君の質問は、この法案の二、三のネックになる大きな問題だと思つたので、再度一つ大臣の御考慮をわすらわしたい。こういうふうに考えるわけで、希望だけ申して、答弁は要りません。

○久保田(丹)委員 建設大臣にちよつとお伺いします。公団法第二十三条、これは公団と建設大臣にこの権限が移管をされてくる。そういたしますのは、要するに都道府県知事に管理権があつたわけでございまして。けれども、これが公団並びに建設省の方に移されまうと、地方団体といつたしましては非常に困る問題がでるのじやないかと、この工合に考えますので、このところのかね合は建設大臣といつたしましてはどういうふうにお考えですか。

○中村国務大臣 この二十三条との関係は、河川法の七条、八条に關係があるわけでございまして。七条におきまして、地方行政庁すなわち都道府県知事が河川に関する工事の施行、維持あるいは認可の権限を持っておりますが、八条の方では七条の例外といつたか、八条の方では、河川ニ關スル工事ニシテ利害ノ關係スルトコロ一府県ノ区域ニ止マラサルトキ又ハ其ノ工事至難ナルトキ若ハ其ノ工費至大ナルトキ云々といふものにつきます。これは「主務大臣ハ自ら其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ工事ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体ノ行政庁ニ命ジテ之ヲ施行セシムルコト」ができる。こういう条文が二条並列されておるわけでございまして。従いまして、この二十三条の規定に

おきまして、「特定施設」すなわち五十五條二号に規定する特定施設の場合におきましては、河川法七条の規定にかかわらず、「河川に關する工事」を公団が行なうことができる。公団は公団独自の勝手に行なうものではありませんが、基本計画は政府が都道府県知事の意見を聞いて作り、さらにその基本計画に基づき業務の指令をする場合には、主務大臣がやはり都道府県知事の意見を聞いて指示をするということになつておりますから、主務大臣があくまでみずから実施すると同じような形において、自己の責任において基本計画を行ない、あるいは業務の施行の指示をいたしますから、公団に主務大臣が從來八条の規定によつてできたことをやらせても支障はないではないか。また、そうしないことには、せつかく公団ができましたら、公団がいわゆる外目的ダムを建設したり、水資源の開発をするような業務ができませんから、その部分をこの二十三条に規定いたしましたものでございまして、七条にございしまする本来の都道府県知事の河川管理に關する権限はいさかも侵してない、關係してないといふのがこの二十三条の規定でございまして。

○久保田(丹)委員 この二十三条、それから二十四条と、ずっと見てみますと、河川法の適用または準用の問題でございましてけれども、すべて政令にゆだねなくてはならないものが、数えてみるとたくさんあるわけですね。これは一方的に政令できめてしまふような考え方ですか。あるいは政令できめるときには、とにかく都道府県知事の意見も相當聞いて、そして政令で定めいく。ここの見解はどうですか。

○中村国務大臣 二十四条にいらす「特定施設の操作」というのは、大体内容として含んでおりますものはいわゆる多目的ダムの操作というようなことで、この点につきましては、從來からダム操作規程というものがございまして、これによつてダムの操作をいたしておるわけでございまして、これらの操作に關しましては政令で時の状況によりまた変化もいたす場合もございします。それから、法律に一項明記いたしますことはかえつて弾力性を保持することができないと思つたので、さうな角度から政令でその操作關係の制度を定めるといふことにいたしておるわけでございまして。もちろん、この政令の内容につきましては用意をいたしておりますから、適當な機会に政令の内容を御説明申し上げまして、御審議の内容として御検討をいたしたいと思つております。

○久保田(丹)委員 この政令の字句を私ずつと見まして、非常に政令が多いなという工合に考えたわけですが、決して政令を悪くは、私は解釈しておりません。ただ、問題となるのは、私も国会議員として、一方的に政令できめられたからといふことで、ひよいとこう出されたのでは、やはりこれは何といひましようか、国会監視といふところまで考えられるといふような形にもなるわけですね。もちろん私も地元からいろいろ意見を聞き、われわれも地元の方には意見を出してやると、こういうふうないろいろ交流されておりますので、政令の制定にあたりましては、とにかく地方団体長の考え方というものをよく聞いて、そして政令の内容に盛り込んでもらいたい、

この点が心配でありますので、ただしたわけでございます。なお、前国会におきまして、委員会におきまして、あるいは合同審査会におきましても質問をいたしました。建設大臣はもうらんかわつておりませんけれども、企画庁長官はおかわりになりましたので、当時の長官の御答弁で了解してよろしうございします。企画庁長官に一つ……。

○藤山国務大臣 当時の長官の答弁を私もその通りだと信じております。○久保田(丹)委員 これはまた少し発展的な質問になるわけですが、出ない化けものになつたといふことではございせんけれども、たまたまこの二法案が通りますと、いよいよ水系指定になる。第一番目に利根川という問題が出てきますが、そこで私どもの水源地といつたしましては、県会でもとにかく大きな問題になつておるわけですね。地元といつたしましては、たまたま沼田ダムという一私もよく知らないのですが、沼田ダムをこしらへる。これが非常に世論が錯綜いたしまして、あるいは土地を賣うとか売るとか、なおまた一つの利権とでも申しましようか、そういうふうなものが入りまして、とにかく非常に大きな問題が出ておるわけでございまして。この沼田ダムは、聞くところによると、これを建設すると二千五百戸ばかりの家屋が水没をする。そうすると沼田市がほとんど孤獨になり、非常に問題になつておりますので、この機会に建設大臣といつたしまして将来これは計画しておるんだ、こういうことで、はつきりと計画があるといふれば、私も地元に戻つて、これは計画があるぞ。ないとすれば、は

○藤山國務大臣 その通りでございます。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、水資源開発促進法という法案の名前が、その精神に比して少しくおどろきの思想に思ふのは、TVAのものだと思ふのであります。TVAのものであつて、多目的ダムというふうなものでもTVAの構想から生まれてきたものだと思ふのです。そういう多目的ダムの考え方が水資源開発という考え方となつて、日本の水資源を利用したところの日本の産業開発というふうな意味にとれるわけなんです。だから、水資源開発促進法と大きく銘打つ限り、少なくともTVAの考え方でもって未開発地域を開発していく。そこに生まれるところの水資源を利用した水そのものあるいは電力を通じて国土の開発をやつていく。こういう考え方ではない。水資源開発の名にふさわしくない。だから、こういうふうな法律で非常に美しい名前を掲げて、羊頭を掲げて肉を売るといふような行き方そのものは、政府は国民をだますものだ、私はこう思ふのですが、それならそれで法律の名称を変えなければならぬと思ふのです。都市用水開発特別措置法とか、何か法律の名前を変えなければいかぬと思ふのです。こういうふうな大きな看板をばんと打ち出してきて、それで、やつてゐることは、みみっちいことをやつてゐるというふうなことは、話にならないと思ふのです。ですから、もしもあなたのおっしゃる通りなら、これは法律の名称を変えていくべきだと思いますが、いかがお考えでございますか。

○藤山國務大臣 「水の需要の考しい

増大が見られる地域」というのは、現在増大を著しく要求している土地ばかりでございます。将来低開発地域においても増大してくれば、それに対する対策を講じなければならぬことは当然でございます。また、水資源を合理的に使用するために、書いてありますように、「総合的な開発」、水資源が確保されるような「開発及び利用の合理化」ということでありますから、決して羊頭を掲げて肉を売るといふ体のものでないと思つております。

○岡本(隆)委員 これは言葉じりをとええるのじゃないのですけれども、さつき私がお尋ねしたのは、今大都市で水が困つてゐる、それを何とかしてやるための法律じゃないか、こういうふうな考え方じゃないかと言つたら、その通りですとあなたは答えになつたのです。ところが、今おつちやつてゐることは、また別の意味のことをおつちやつてゐるのです。将来また水の要るところが出てくるだろう、それも考えに入れてゐるのだ、だから促進法でいいんだというふうなことをあなたはおつちやる。さつきおつちやつたことと、今おつちやつたことは話の内容が違ふのです。だから、どつちなんです。後者の方も含めてゐるのかと最初は尋ねてゐるのです。後進地域をも開発していくための水資源法なのか、あるいはすでに開発された地域に対する水需要に対する措置のための水資源法なのか、どちらなのかといつてお尋ねしてゐるのです。それじゃ、もう一度どちらかはつきりお答えして下さい。

○藤山國務大臣 さしあたりは当然現在水に困つてゐる地方のための確保を

はかるということとは当然なことだと思ひます。同時に、しかし日本の産業経済は非常に勢いで伸びてゐるわけでありまして、また低開発地域におきましても工業の分散計画その他いわゆる新産業都市もしくは基幹都市というふうな構想もできておられますので、そういう都市を作りますれば、そういう方面にも水資源が非常に必要になつてくることは当然でございます。そういうものにはわたつても当然これは考えらるべき問題でございます。

○岡本(隆)委員 それでは、この水資源開発促進法という法律は、日本の将来の水需要に対する恒久的な対策なのか。そういうふうな考え方での法案をお出しになつたのですか。

○藤山國務大臣 恒久的な考え方での水資源開発法を出してゐるわけでございます。

○岡本(隆)委員 それじゃ、初めからそうおつちやつていただいたらよかつたと思ふのでございます。私は少なくともこの法律は恒久的な水資源の対策というふうな意味で出されてゐると理解をして、この法律案を読んでいきますと、書いてある内容がとにかく「水の需要の著しい増大がみられる地域に對する用水の供給を確保するため」とあつて、その次に「特定」といふ言葉を用いて、「特定の河川の水系における水資源の総合的な開発」といふうなことで表現されておりますが、さういふことと読んでいくと、どうも今日の水飢饉で困つてゐる都会向きの法律ではないか、そういうふうにとれる。だから、そういうふうな意味にとれるがどうかといつて私が聞いたわけなんです。別に意地悪い聞き方をし

たというふうなことは、そういう取りようをする人が悪いんです。そこで、第一条の「目的」の中に、少なくとも今のような構想から考へていきますと、水の問題はまず第一に治水である。水を治めてそれによつて生まれてくるところの水をいろいろな形に、エネルギーの原料と考へたり、あるいはその他工業の用に供するといふような考え方でも水を利用していくといふのが、当然の水利用の基本的な考え方であらうと思ふのです。ところが、これについてはさういふふうな治水を行なつて、さうして水の利用をやつていくのだといふようなことも書いてなければ、水利用の施設と治水をあわせ考へながらやつていくのだといふような、治水といふことが全然触れられておらない。これは頭からさういふことは考へる必要がないのだといふのか、あるいはそれは常識だから書かなかつたのだといふような意味なのか。さういふ点を一つお伺ひしたいと思ひます。

○藤山國務大臣 治水治水ができれば、水資源が確保できないといふことは当然なことでございます。従つて、第四条にもこの計画を遂行するに当たつては治水治水に對して「十分の考慮が払われていなければならない」といふことが書いてあるわけでございます。

○岡本(隆)委員 もちろんさうであります。さういふふうな行き当たつたところで書くといふよりも、利用とさういふことを書くときには、やはりさういふふうな点についてのこともはつきり打ち出しておかなければ、私はこの法案の歩道といふものが、将来誤解

を受けたり、またジグザグな歩み方を法律としてされては困るからお伺ひするわけでございます。それで最近政府の方で何か木材が高くなつたから、これからもうと増伐をやるのだといふようなことを何かの機関でおきめになつて発表されたように新聞紙上で見たのでございますが、従来の伐採量をどの程度上回るようなものをおきめになつたのでしようか、伺ひたい。

○藤山國務大臣 本年度の物価が著しく上昇しております。その原因の大半といふのは建築資材、特に木材にあるわけでありまして、この点について御売物価の対策としては、木材の供給を十分に確保するといふことが一番必要なことだと思つております。従ひまして、国内におきましては合理的な伐採計画を立てていく。合理的な伐採計画は、植林を伴つた伐採計画であり、またそのときどきの情勢に応じて治山治水等も考へながら伐採をする、及び緊急輸入の対策でございます。それらのこまかい点については農林大臣の方で、治山治水その他将来の森林資源確保の方策を十分講じつつ伐採の準備をされておるわけでございます。

○岡本(隆)委員 そうすると、従来も合理的な伐採が行なわれてゐると大臣はお考へになつておられますか。あるいは今日の治山治水対策上非常に大きなガンになつてゐるのは、従来の伐採のやり方が少し無統制であり過ぎはしなかつたかと私は考へてゐるのです。さういふ点については長官はいかがお考へになりますか。

○藤山國務大臣 従来も伐採は合理的であつたと私は考へております。た

だ、これ以上さらに緊急対策として木材の伐採をやるのには、なおそれ以上に合理的な配慮が必要であらう、こういうことに考えております。

○岡本(隆)委員 従来の伐採が合理的であるというお考えであります。そうすると、今日の水によるところの災害が過伐によるのだということが一般に言われております。そして私もそのように思っておりますが、そういうことはそれで認識が誤りなんでしょうか。

○藤山(隆)大臣 いろいろ従来の伐採というものは、将軍中の過去におきますやむを得ざる申すか、あるいは無理な軍による特殊な計画というふうなものがあつた結果、今日の森林資源が非常に脆弱になつたというふうな考えられるのであります。農林省におきましては、それらのことを考慮して、戦後は十分合理的な措置をとられておることと私は信じております。

○岡本(隆)委員 このごろ森林地帯を歩きますと、至るところ坊主山といつてもいいほど木がないのです。しかも、木材はほとんど切り出されていつております。なるほど、ほとんど戦時中に切られたことも原因でありましようが、それから後にも外国の木材を全然輸入しないで、ほとんど日本の国内産の木材にいろいろな外貨の關係もあり、日本の経済的な理由にもよるであります。しかしながら、やはりとにかく、ないもので振れないという考え方で、やむを得ざる伐採というものが、治水面から見ればそれは非常な乱伐であつたということが言える。またそのように一般的に理解されておると思うのでございますけれども、そう

いうことはあなたの今の御答弁では全然いふ言われるのですか。

○藤山(隆)大臣 全然一カ所も全国に例がないかというふうな、全然ということになりますと、私もはつきりしたことは申し上げかねます。しかしながら、方針としては伐採方法を従来と異なつたとは思つておりません。これらについては相当技術的な問題もございまして、農林省としては十分注意をされつつ完璧を期していることと信じております。

○岡本(隆)委員 私はこんなに山を切つて、そのために災害が強化され、それに対する復旧費を大きく私わなければならないようななら、むしろ当分できるだけ山を切るのを抑えて、それでもって木材を輸入した方が賢いのじゃないかというふうな考え方を、日ごろ持つておるのでございます。そういうふうなことは今度おきめになつていふことは何か逆でございまして、私の日ごろ考えておること、今度政府がおきめになつた方針とが、むしろ貿易自由化をやる、そしていろいろなものを外国から輸入を押えておつた方針を變更して、いこうというふうな場合には、まず第一に日本の国内のこの荒れ果てた山を特別に考慮の中に入れて、むしろ木材なんかからこそ自由化をや、その中から今度は木材が安くなる。同時にまた治水治山対策にもなる。こういうふうな思われるのでございまして、そういう点について、もっとわれわれしるうとにわかりやすい説明をしていただきたい。

○藤山(隆)大臣 政府としては、二月に木材の緊急輸入対策をいたしま

して、そうして輸入を奨励いたしたわけでございます。その後輸入がふえて参つてきておることは事実でございます。ただ輸入地の、いわゆる港灣におきます貯木場の關係あるいは輸送等の關係のために円滑に出回らないような欠点もあつたわけでございまして、しかし輸入の方の促進を第一にするということは、政府としてもまず二月の緊急輸入対策から木材対策が始まつておるのでございますから、それが第一であつたと思つております。ただこういう状況で著しく高騰して参りましたから、内地におきまして、治山治水を害さないで、そして合理的に伐採し得るものについてはそういう処置をとつていこうということなのでござい

○岡本(隆)委員 よほど奥地の山でなければ、今日ではもう治山治水に影響のないというふうなところは、ほとんど常識的には残されてはいないかのようにわれわれにはとれる。だから、今伐採しておるのが、従来伐採しておるのですから少し切り過ぎではないか、こういうふうなわれわれにはとれる。ところが、政府はいろいろな制約はあるにしても、国内の木材をより多く切るのだというふうな方針は、これは治水対策上は何としても私は大きな問題であると思われまして、その点については政府も一度真剣に考えていただかなければ、幾ら治山治水の費用を投じましても、これはさいの川原の石積みのようなこと参ります。だから私はもつと総合的に政府の施策としては考えていただかなければならないと思ひますが、以上これは議論しても果てのないことでございますから、特

にそういう点を考慮していただくように私はお願いしておきたいと思ひます。

そこで、先ほど促進法の考え方が長期の水資源対策であるというふうにお考えになつて、そういう意味でこの法案を立案されたということでございます。それでこの法律に基づいて水資源公団ができることになつております。さしあたり当面の都会地に対するところの水資源の供給の機關となつていくのは、今度出てる水資源開発公団だということになります。それで後進地域の開発に対して今度はまた同じようにいろいろ水資源対策が行なわれなければならないが、それをやるところの機關は、この公団があわせてやつていくのか、あるいは別の機關をしてやらせるのか。そういう辺についての御答弁をお願いしたいと思ひます。

○藤山(隆)大臣 今申し上げましたように水資源公団としては当面の問題を取り扱つて参りますけれども、同時に水資源公団としては、将来にわたつて各地の開発にあつて当然公団が活用されることに相なります。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、当面公団がどれくらい、たとえば来年度の事業計画あるいは今後五年間の事業計画はどの程度のもので予想されるのか。これはいすれ審議会ができて、審議会がきめることだからと、こうおっしゃるであらうと思ひます。それは確かに具体的には、実質的にはその通りでございましょう。しかしながらやはりこういうふうなことを、だから大体政府としては考えておる、だから公団を作るんだということに私はなつておると思ひますが、大体五

カ年での程度の規模のものになり、十年たてばどの程度の規模を持つような事業体になるのか。そういう点の予想というふうな点をお伺いしたいと思ひます。

○藤山(隆)大臣 将来の大きな公団の活動まで現在予測することは、はなはだ困難でございまして、どの程度の規模あるいは施行量をやらかうということも当面なかなか決定しにくいのでござい

○岡本(隆)委員 川筋についてはもうすでにお話も承つております。公団はこれからは各河川について、公団はこれを建設し、どういふふうな事業をやらせようとしておるというふうな構想なのか、そういう構想を伺いたいと思ひます。

○山内(一郎)政府委員 御承知のように、公団はいろいろ關係の大臣で監督されておりますが、その事業も各省にまたがっておるわけでございます。そのうち建設省として、これを公団にやらせるのがいいではないかというものについて御説明を申し上げますと、利根川水系では矢木沢、下久保、神戸、こういう多目的ダムを公団にやらせる。それから、そのあとに続きまして、霞ヶ浦の開発、それから利根川の河口にせきを作りまして維持用水の活用、あるいはダムで作り出した水をそこから需要地に送つていくという目的で、利根川の河口にせき、こういうものを考えております。淀川水系に

ついで申し上げますと、高山、宇陀川、青蓮寺、これは淀川の木津川水系になります。それから、淀川の維持用水の活用といたしまして、現在淀川に長柄というせきがございますが、それをかき上げることによりまして、一部河道に水を貯留してその水を活用する。なお、それに引き続きまして、琵琶湖の開発に乗り出していく。こういうようなことを現在考えております。

○岡本(隆)委員 木曾川や九州の筑後川、そういう方面ではどうですか。

○山内(二郎)政府委員 木曾川につきましては、現在まだ調査の段階でございます。具体的にどれを公団にやらしたらいというところは考えておりませんが、ほかの水系と同じように多目的のダムとか、あるいは長良川の河口にせきを作るとか。そういうことによりまして、水資源の開発をやつて参りたい、こういうふうな考えでおります。それから、北九州につきましてはなかなかこれはいい地点はございせんが、現在考えておりますのは、遠賀川水系の八木山、中川水系の南畑というところにダムの建設をやつておりますが、そういうものをやるとか、その他まだ具体的なあれはございせんが、今後調査を進めて、水資源の開発に乗り出したい。しかし、この点はまだ具体的に水公園でやらせるかどうか、中京と北九州の地区につきましてはまだ確信のある計画は持つておりません。淀川と利根川につきましては、先ほど申し上げた通りでございます。

○岡本(隆)委員 この公団の性格でございますけれども、たとえば道路公団は道路ができれば、そうしてまたその建設費がペイされれば、公開していくというところでございます。従つて、これは建設を目的としたこの公団でございます。それで今度のこの水資源の公団は、今公団法を見たりいたしますと、範囲では、そういう公団ではなくて、建設はやつていく、そしてあとその維持管理もずっと引き続いてやつていくというふうな意味の公団のようにとれるのでございます。そういったしますと、だんだん施設がふえればふえるほど大きくなって参ります。さしあたり、それじや来年から出発して、今おっしゃつたような計画を、それが十年か十五年になるのか、おおよその程度の期間に大体完成して、それが完成された時期にはどの程度のダムを規制し、どの程度の水域を規制していく事業体にするつもりなのか。そういうふうな将来構想というふうな点について、おおよそのところをお聞かせ願いたいと思ふのです。

○山内(二郎)政府委員 先ほど申し上げました建設計画は、大体今後十カ年といひますか、所得倍増計画に合致したような計画を申し上げたわけでございます。従つて、予定通りいけば、十年に大体完成する。そういうわけでございまして、完成後は、公団がそれらの施設を管理するのが適当かと思ひます。ただ、洪水の点について心配がございします。その場合には、この公団法にも書いてございします。特別に建設大臣が洪水調節の指揮をする場合もございしますが、大体において公団が管理をしてやつていく、こういうふうな考えでおります。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、十年間は一応これらの四つの水域に限定して、この四つの水域の水資源開発に専念していく、そして十年間に大体四つの水域の水の需要というものを充足させる、こういうふうな構想の模様に承れます。そういういたしますと、その間の投資額というものはおおよそどれぐらいの額になるのでしょうか。総額のごく大ざっぱなところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○山内(二郎)政府委員 大体のところを申し上げますと、これは、はつきりした計画はございせんが、これらの事業で治水に関係ございします分につきましては、治山治水十カ年計画がございします。従つて、これらは治山治水十カ年計画のダムの分でございます。千七百七十億でございますが、これを国が交付をいたしまして仕事をやらせていく、こういうわけでございします。

○岡本(隆)委員 そういたしますと治山治水以外の分でございますね、その事業量はおよそ何億ぐらいと見ていられるのでしょうか。

○山内(二郎)政府委員 これもはつきりいたしません。大体同額以下の金でございます。多目的ダム、いわゆる洪水調節を加味いたしました施設のみだけでございします。ただ、これ以外に公団といたしましては、その水を目的に運ぶ水路がございしますが、そういう点については考えておりませんけれども、多目的ダム、建設省関係のそういう洪水調節の機能を含んだ部分だけについて申し上げますと、先ほどの数字でございます。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、治山治水の分が千七百億、それから利水面については、その同額を少し下回る分、こういうふうにおっしゃつていますが、その他の施設を合わせますと、同額になると見て、大体千七百億の倍の三千五百億というふうな膨大な投資額、即それは資産になつてくる。非常に大きな資産を運用するところの事業体になつて参ります。しかもその膨大な資産を運用して、同時にそれは国民生活と非常に密接な関係のある治水に関連がある。従つて、その運営が、もちろん建設大臣も国の責任において十分な監督をされるであろうと思ふのでございしますけれども、今日そのダムというものが各所でダム操作の面で問題を起しております。だからこのダム操作というものが大きな問題を起して、ことに今泰草ダムでは非常に大きなこれは操作以前の問題でダムの建設そのものについての問題でございしますけれども、ダムというものが非常に大きな問題を起して、その中には今ではもう無関心でいられない。全国の各地に、しかも多くの開発された、人口の非常に多い部分にたくさん、水源にダムを作り、しかも膨大な資産を運用して、同時にその水の利用というものは、それはそれぞれの法律をもつて規制はされております。規制はされておりますけれども、それをぐつと一手に握つておるといふふうなことになる。またその水の利用の配分の問題をめぐつて、ことに自民党政府からであると、いろいろまたかばはしからざることも起りはしないか、こういうこともわれわれは危惧するのです。従つて、こういうふうな大きな公団の總裁を任命するにあつては、やはり国会の同意を得るといふふうにしていただいた方が、これはやはり国会の同意を得て、国会の信任を得て總裁になつておられるのだというふうなこともつて、運営にあたる人も非常に厳粛な気分をもつて運営していただければ、私はこのように思ふのでございします。ところが、この公団法の役員を選出の中には、内閣総理大臣が總裁及び監事は任命することになつておつて、国会の同意を得るといふことにはなつておらないのです。その点、どういふふうにならぬかを考えになりますか。その辺のところを一つお伺ひしたいと思ひます。

○藤山国務大臣 従来の例から見ましても、国鉄總裁その他総理大臣が任命したておるのでございまして、仕事は非常に大きくなつて参りますけれども、むしろ従来の例から見ても適當であると思つております。

○岡本(隆)委員 従来の例から必要ないということにはならないと思ふのです。またそういうことでないから、国鉄なんかでも国鉄汚職が出てくるのです。従来必要でないからただ漫然とそれが行なわれている、従来もこうだから今度もそれでいいという理屈に私はならないと思ふのです。これは自民党の諸君とも私はしばしば議論をしておるのでございしますけれども、これは陰で議論しておつても何でもございしますから、私は一応こういう席でございします。たとえば今までの他の、道路公団にしても、あるいは住宅公団にしても行なわれておらない、だからこれも必要ないのだというものが自民党の側の御意見の模様です。なるほど、それも一理ございします。しかしながら、国鉄についてもや

はりあれだけの大きなものであり、しかも国鉄についてはもう相当大きなものであるだけに、絶えず国鉄汚職というものは出ております。古くは東京駅の問題から、あるいは鉄道弘済会の問題、あるいは最近のトンネル建設の問題、絶えず汚職の影が国鉄にはついて回っている。そのことはやはり役員が何としてもそこに心のたるみがあるから、こういうことができておると思うのです。だからそういう点については、やはり国の機関というものはもつと公正にならなければなりません。もつと厳肅な気持で国民からゆだねられた機関というものは運営しなければならぬ、こういうように私は思う。そういう意味においては、将来非常に大きな一なるほど出発点のときはきわめてちっぽけなものであった。しかし十年たてば、大抵日本の四大工業地帯の水を制約する。しかもそれから後二十年、三十年には後進地域の水までも開発していつて、およそ日本の水というものは一応一手に握るというふうな重要な機関になるというものの長として、その運営の責任を負うていこうというふうな人は、最も公正、最も人格のりつぱな人でなければならぬ。それが一党の總裁が、場合によつたら何かと取引に總裁にしていこうというふうなことがあつてもやむを得ないというふうなことであつては、私は断じてならないと思う。だから、そういう点においては、もつとこの法律は正しく規定されておらなければならぬ。また道路公団も、なるほど總裁はそうではございません。しかし、道路公団というものは、絶えずペイしたものは国へ返していきます。公開していきます

ら、資産というものは一定の限度にとどまる。水資源公団は無限にふくれ上がってくる。一定の限度にとどまるのと大きな開きがある。また住宅公団については、これは住宅公団もなるほどどんどん大きくなってきます。これも将来はわれわれの理想からいへば、日本のは住宅の住宅というものはほとんど過半数が公団の住宅だ、しかもそれがうんと安い、設備のいいやつだということになることをわれわれは望んでおる。しかしながら、それはまだ事業体と直接結んでおらないだけに、いろんな汚職疑獄の種に、建設の場合以外にはならないでしょう。だからそういう意味においては、この水資源公団というものは一つの特徴を持つておる。一つの特徴を持つておる。特性を持つておるだけに、特にこれは国鉄と一緒に——もし国鉄がなつておらない法律をうなら、それはこれからむしろ法律を変えてさうすべきである。なつておらないから、もう必要ないんだという理屈にはならないと思うのであります。これは藤山さん、どうでしょう。私の考えは少し行き過ぎですかね。

○藤山国務大臣 どうも少し行き過ぎじゃないか、こう思うのでございませう。非常に膨大ではございませうけれども、実質的には行政を分担していることとございまして、当然総理大臣の責任において運営はさるべきである。従つて、適当な人を選ぶか選ばないかは総理大臣の見識にかかわることだと思ひます。

○岡本(隆)委員 その総理大臣があなたのように金があり余つて、使ひとて使ひとりてしようがない、選挙のときも自分の方からどんどんほうり出していくというような方が総理大臣であれば、いじましいこともされないと。ところが、どうも日本の歴代の総理大臣はそういう人ばかりじゃなくて、総理大臣になるためにうんと金が必要。金がはしくつて仕方がないという人が総理大臣になつておる。そこに私は問題があると思うのです。だから、政治の公明を期するためには、むしろやはり制度そのものをよりつばにしていこうという努力が払われなければならぬと思うのです。だから、それを私の方から下手に出て、行き過ぎでしようかと言つたら、それは行き過ぎですなどというあなたの方の考えそのものが少し、砂糖会社の社長さんだから甘いかもしれないが、どうも少しあなたのおっしゃることも甘過ぎやしないかと思う。しかし、こんな議論はよしよし。反駁する何かあれば何ぼでも反駁して下さい。またおつき合ひさせていただきます。

そこで、今度一つ藤山長官にお尋ねをいたしたいのですが、地下水の問題です。今地下水をどんどんくみ上げておられます。地下水をどんどんくみ上げて、ましてそれが地盤沈下の原因になつたということが明らかになつて参りました。今何か対策を立てなければならぬというところは政府もお考えの模様でございませうが、どういふふうな構想をお持ちになつておられますか。

○藤山国務大臣 工業用水についてはすでに規制をある程度しております。その方針に従つて進めて参つておるわけでございませう。また、ただいま特に市街地において、災害等の場合には問題になつております冷房用の水につ

きましては、今後それらを規制いたします法律を作りまして、さうしてそれを規制して、冷房用の水等につきましては地下水を将来使わないように、またやむを得ず過去において使つておるものについては、それを還流装置を作つて還流させて、さらに一その地下水をくみ上げることのないようにというふうな趣旨のもとに準備をいたしております。

○岡本(隆)委員 そうすると、それはどの程度の期間にどういふ措置を講じて水をくむことをやめさせようとおっしゃるのか、もう一つ明確でございせんが、どの程度の期間でございせんか。またどういふ措置を講じて水を一方的に禁止するの。あるいはそれはそれに対して何らかの工業用水を作つてやつて回してやるのか、そういうふうなことをもう少し具体的に一つ御説明願ひせんか。

○藤山国務大臣 この点は建設省の方で案を具しておられますので、建設大臣からお聞き願ひします。

○中村国務大臣 実はビル用水の使用規制につきましては、目下その成案を得べく検討を開始いたしておる段階でございませうが、ビル用水の使用規制をいたしまするについても、この法案によるような水資源の開発ができて、水の供給が確保できまないと、全然禁止するということとは不可能であると思ひます。できることならば、工業用水あるいは水道用水の間に合ひますところでは、ビルの冷房用に地下水のくみ上げを完全に禁止したいと思つておりますが、しかしながら、供給の不可能な地域につきましては、一応原水だけはくみ上げて、あとはクーリング・タ

ワーによつて還流使用させる。要するに使用を極度に節約させるという方法以外にはないかと実は考へております。最近でございました冷房装置を持つたビルに対して冷房を禁止するといふ形になつては、これは時代に沿わないこととに相なるかと思ひまして、そういう点を考慮しつつ立案の作業を續けております。さういふ次第で、できますことならば、こういった水資源開発公団のようものができまして、活発にこれらの用求が供給できるように一日も早くなることを私も期待いたしておる次第でございませう。

○岡本(隆)委員 地下水は自分の土地の下を掘つてくみ上げるんだ、それは自分の土地から出てくる水だからこれは自分のものだ、何ぼくみ上げても差しつかえないんだ、こういうふうな考え方に政府は立つておられますか。あるいは今日地下水のくみ上げがどんどん地盤沈下を起してゐる、だからこれはもうその人一人のものではない、その地域住民全体のものなんだ、全体の土地をささえてゐる水なんだ、だからこれはもう自分のものではない、こういう考え方に立ちかへておられるのか。どちらでしょう。

○中村国務大臣 今、岡本さんが御指摘になりました後段の方に私も考へております。たとい所有権は上下に及ぶにいたしましても、それによつて地盤沈下をきたし、あるいは自分の地域だけの水ではなしに、地下水を他の地域から流れてくる分まで吸ひ上げるといふことになつて、それに基つて地盤沈下をきたし、災害を起すといふことになりますれば、どうしても公共の福祉を保持する上から、個人の権利

を制限しなければならない。この制限は、国会の議決を経て法律として制限する場合に、公共の福祉に合致するものとして、私どもは、当然所有者として甘んじなければならぬところである、かように考えております。

○岡本(隆)委員 私は大坂へ今度参りまして、大阪の高潮の問題の原因が、これはもう地盤沈下問題と非常に密接な関係がある、だから大阪の高潮対策は、これは地盤沈下対策だ、そのことは工業用水の問題だから、勢いこれは水資源対策の問題である、そういう意味において、水資源二法案は早く成立させて、一日も早く水の供給をやらなければならない、こういうふうにも私も痛感して帰って参ったのであります。だから、この法案を私は早く成立させなければならぬと思つておるのですが……そこで、そういうふうな性格を持つ地下水であるだけに、そのくみ上げ禁止というものを早く考えなければそれだけ多くの防潮対策費というものが要するんです。しかも、大阪のように川を持つて、自由に川が網の目のように流れておつて、高潮が出てくればその全部のなから水が入つてくるというふうなところになつて参りますと、あの高潮のためにところろの大坂市の涙ぐましい努力というものをみますと、これはもう地下水のくみ上げというものは即時禁止すべきである、こういうふうには私は思ふのです。

そこで、今考え方が、地下水というものはや自分のものと考えることができない、こういうことになつたとするならば、これから後、地下水をくみ上げておる者は、これは既得権利だから何ばくみ上げてもいいのだ、こういうふうなものじゃないと思ふのです。自分が一トン一トンくみ上げることは、それだけ何ミリの建設D・何ミリのかですか、とにかく自分がくみ上げるところの一トンの水は何ミリアを絶えず沈下させているのだ、こういう自覚の上に立たなければならぬと思ふ。だから、今後くみ上げるところの地下水は、くみ上げる量に応じてそれだけのペイを当然くみ上げておる者は、そのくみ上げることによつて事業をやつておるのですから、当然既得権で、これはくむのがあたりまえである、困るけれども仕方がない、こういうふうな考え方は誤りであつて、現在地下水をくんでいる者はやむを得ない、水を供給できない間はくむのはやむを得ない、これは工業をストップというわけにはいかないかもしれないから、だからそれはやむを得ないでしょう。しかしながら、今後予見されるところの防災費、そういうものはそれらの人が責任を持つという必要があるの、それらの人々がどんどん勝手に水をくみ上げておる。しかも、それに対する防潮対策費は国民の税金から払わされておるというふうなことであつては、これはタコが自分の足を食つて、それでもつてなにしてはいるのに、そのタコの足を自分が食つたから、たとえばタコ配しておる株式会社は、そのタコ配しておる分、それ分をはか者が全部持つてやれというふうな考え方と同じであつて、これはくみ上げ禁止ということはびしと即時きめる。しかしながら、とてもどうにもならない人はくみ上げることはやむを得ない。それについては、それに伴うところの公

共の被害というものを補てんするだけのものを政府に対して支払ひないといふ建前に立つたところの、地下水くみ上げ禁止法ですか、というふうなものを早く立法化される必要がある。私はこう思ふのですが、私の考え方こればかりと乱暴しようか。

○中村国務大臣 大体お説のような方向の線に向かつてわれわれも検討いたしておる次第で、たといすでに施設を持つておられますところでも、いわゆる既得権者にいたしまして、規制をするようにいたしたいと思つております。

○岡本(隆)委員 ところが、うわさによりますと、くみ上げの禁止をやろう、そうしてビルなんかの冷房用は、クーリング・タワーを作らせるのだ、クーリング・タワーを作らせるには金がかかるから、何か補助を出してやろうというふうな構想があるようなことが新聞で報道されたのを見たのです。今まで地面を洗つておいて、さんざん公共に迷惑をかけておいた人間に対して、今までの分の補償はなしにしてやろう、その上にまた新たな施設に対してまで補助をしてやろうということは、これは盗人に追い銭です。そういうばかな考え方というものは、これは間違つておると思ふのです。即時禁止すべきであつて、クーリング・タワーを作らなれば、これは自前ではいけないのです。またクーリング・タワーを作るのがいやなら、災害に対する、防災費に對する負担をうんと高く政府から吹つかけてもらつて、取つてもらつていいと思ふのです。そういうふうな考え方

に立つていただかないと、既得の権利であるからどこまでもこれはやむを得ない、こういうふうな考え方で地下水くみ上げ対策というものを立てないとなれば、私はどうしてもそういう考え方には承服できないのです。だから、一日も早く地下水のくみ上げ禁止をされると一緒に、さらにあわせてそういう考え方の上に立つたところの立案をしていただくことをあらかじめお願いをしておきたいと思ふます。おかしいな法案が出てからあとで文句をつけるのは私もいけませんから、政府にあらかじめお願いをしておいて、いい法案を作つていただくようにお願いをいたしたいと思ふのです。

次に、愛知用水の水の値段、使用料について伺ひたいです。水資源公団がなされて、今後行なわれる使用料は、愛知用水の例が一つの基準になつてくるであらうと思ふので、その辺について伺ひたいと思ふのでございします。愛知用水では、工業用水が四円、農業用水が十円、それから飲料用水、水道用水が三十円というふうなことに当たりの使用料がなつておるといふふうなことを聞くのでございしますけれども、これは、ほんとうでしょうか。

○中村国務大臣 実は今その愛知用水の料金等、確かところ承知いたしておる者がおられますので、また適当な機会に、これは農林省の所管でございしますから、担当者でも呼んでいただきまして、明らかにしていただきたいと思ひます。

ただ、われわれといましては、この水資源公団ができて、用水を確保いたしました場合、できるだけ水の単価は安いことが日本の産業の発展上必要であると思ひますので、トン三円台

で処理できるようにしたいといふ考え方になつて構想を練つておる次第でございします。

○岡本(隆)委員 そのトン三円といふのは、一切のものがトン三円といふことですか。一律にトン三円という意味ですか。

○中村国務大臣 まだ公団が発足してから、これらの事業計画等を立てまして、そうして明細な方法を立てるわけにございまして、もちろん工業用水、上水道あるいは農業用水等もこの水資源開発から生まれる水でございしますから、これらによつてそれぞれの需要に応じた格差ができるかと思ひます。ただ、われわれとしましては、できるだけ単価の安い水が造成できるようにという希望を現在抱いてみる、こういう段階でございします。

○岡本(隆)委員 この水の単価をきめておられるのは、多目的ダム法によるところのアロケーションの方式でございします。いろいろな種類の単価が割り出されておると私は思つておるのでございしますけれども、愛知用水は特別に自分自身の計算方法をとつておるのでございしますか。

○山内(一郎)政府委員 愛知用水公団でやつておられる事業は、多目的ダム以外に長距離の水路の關係もございまして、そういういろいろな点を考へてやつておるようであります。やはり考え方としては、アロケーションの方式による、こういうふうな聞いております。

○岡本(隆)委員 そうしますと、ダムの出口においては、大体そのトン当たりの単価は大差がない、ダムの出口から後に引くところの水路についての

○山内(一郎)政府委員 詳細はよく存じませんので、よく調べてからお答えをいたしたいと思いますが、やはり水路と両方考えないと、一トン当たりの水の適正な値段というものは出てこないように思います。従つて、よく調べてからいずれお答えをいたしたいと思ひます。

○岡本(隆)委員 大体最初事業計画をきめる場合には、とにかくその河川のあるダム・サイトにおいては、その河川ダム・サイトにおいて行ない得るだけの最大の貯水量を持つところのダムを建設する。そこに出てくるところの水の使用量というものは別にできるだけ大きなダムを作っていく。そうすると、現在必要な量と、それから利用し後る水の量との間にある程度開きができますね。その分だけは先行投資として別に別ワクとして政府が金を出さされるのか、あるいはその建造費全体を使う者が分けていくのか。そういう点はアロケーションの場合にはどうなっていくのでしょうか。

○岡本（隆）委員　企鵝庁長官に今般はお尋ねをいたしますけれども、水資源開発促進法なんです。だから、できるだけ多くの水資源を将来のために確保しなければいかぬ。だから相当現在に必要な人、水の必要な事業体を集めて、これだけ今何万吨要るのだから、かしながらこの地点へダムを作れば

はるかに大きなものを作れないこともないという場合には、せっかく作るダムだから、やはり取れるだけ多くの貯水をしなければならぬ。しかしながら、さてそれを分配する場合に、さしあたり必要な量というものはるかにそれより低いという場合、これは当然出てくる問題で、またしかうあらねばならないと思うのです。その分だけは当時政府が相当な額の出資をして、公団に渡してやる。その水は将来伸びていくところの工業のためにリザーブしていくのだ。そしてまたその量だけはそれまでの間洪水調節にも役に立つ。だから、その二方面の役に立たせていくという形で運営が当然行なわれるべ

というものを目的にいたすことは当然なことだと思います。従って、それをどういうふうに分担して負担していくかという問題になりますと、政府が公営団には直接出資をいたしておりませんので、従って、それを負担する方法としては、やはり借入金等の関係から勘案されてくることになろうと思います。

が、そういう面についていわゆる先行投資ということになるかと思ひます。

○岡本（隆）委員　そういったしますと、先行投資はすべて一応洪水調節費としてまがのうていく、こういうふうな意味でございますか。これはおのずから私は意味が違うと思うのですよ。洪水調節としてはこれだけのものが必要だ、しかしそれ以上の分についてはやはり政府はこれは先行投資だということを明らかにする必要があると私は思うのです。そしてまた、それを明らかにして、そういうふうなことははっきりと打ち出すことが、この水資源開発促進法が、先般衆議院を通過したときから、水資源開発促進法が生まれ、水資源開発促進法が

合、特に将来それだけの水の需要がふえていくから作っても当然大丈夫だといっている場合には、現在必要以上の水を貯水する、あるいは得られる方法をとって参るわけでございます。むしろ将来この公団に政府が出資等をする場合も考えられますけれども、さしあたり借入金あるいは債券等によりましてやつ

て参りました、たとえば債券あるいは借入金等でもって何年かの据え置きをいたしまして、その償還計画を立てて参りますれば、何も最初の人だけが非常に大きな全体の負担をしなくとも、将来のものを含めて料金決定はできるわけでございます。そういう意味で、あなたのお考えとそう違ったことを申しておくわけではありません。

○岡本（隆）委員　そうするとなんですか、水資源公債というふうなものでも発行されるおつもりなのですか。

○藤山国務大臣　水資源債券と申しますか、公債と申しますか、債券でございましょうが、そういうものを予定いたしておるのでございます。

渇水のときには全部需要先はきま
 っている。そういう状態で新しく水利権
 を出すということはどうできないわけ
 でございます。それ以上の水の需要に
 対しまして今回水資源の開発をやる、
 こういうことであります。従って、新
 しくできました水はその需要のおお
 のに計画的に分けるわけでございま

すが、渇水時の水にプラスしてそれをやるのでございますから、渇水時における優先的というより、計画通り配分できる。逆にそういう計画のもとに水資源を開発していく、こういうことであります。

○岡本（隆）委員 極端な例でござい
ますけれども、長期にわたつて少しも
雨が降らなかつた。だからせつかくの
ダムが底をついてきておる。しかも、
それが植付の時期であるというふうな
場合ですね。工業用水は平生使うと
ころの量はきまつております。大体年
間そう大きなカーブでないとと思ひま
す。農業用水というのは非常に大きな
カーブがございますね。だから、たま

講じになるのか。そういうふうなことに
ついて、何か特別な考え方が規定さ
れておるのかどうかということをお尋
ねしておるのです。

○山内(一郎)政府委員 これから開発
いたします計画におきましては、工業、
上水道、並びに灌漑用水、これの分も
一緒にあわせて計画を作るわけでござ
います。従つて、渾水で非常に低いと
きのことを想定いたしまして、それ以
上作つて、みながまかなえるというこ
とでございます。従つて、農業の分も
まかなえますし、工業用水もまかなえ
る、こういう計画で進めてするわけで
あります。

岡本(隆)委員 そうすると、私が今
想定しておるような場合はあり得ない
という御意見ですか。

○山内(一郎)政府委員 従来の記録
に基づきまして渾水のことを想定して
やつております。ただ、従来の記録以
上にその水が少なくなつた場合といふ
ことは、今、先生のおっしゃつたこと
はあり得ないとも限りませんが、非常
に低い渾水時を想定してやつておりま
すので、めつたにそういうことはい
ないといふことになると思ひます。

○岡本(隆)委員 それでは、万が一
つたときはどうなるか。これは農民が
非常に関心を持つておる問題なんです
よ。だから、そういう点、農業団体で
もわれわれの方へ、これはそういう渾
水の場合に工業の方へどんな水を吸
われて、新たにダムを作つた、今ま
ではダムがなかつたからその水は根こ
そぎ農民がなかつたからできた。今後そ
ういふことをやつて、工業開発をやつ
た場合に、その水が、工業はどうし
てもこれだけ水が要るのだといふこと
で、最後の底をついた水も農民はもら

えないといふことがあつたら、農民は
困る。つまりそういう点については、
従来われわれが持つておつたところの
利水権といふものは最後まで確保して
もらなければ困るというのが農民の
声なんです。そういう点について、そ
んなことはあり得ないといふことだけ
では、私は農家は満足しないと思うの
です。その辺について、もう少し明確
にしておいていただかなければ困るの
ですが……。

○管政府委員 御承知のように、施設
管理方針というものが主務大臣の方か
ら示されまして、それに基づいて公団
の施設管理規程が詳細にできること
になつておりますから、この管理規程を
を作り出すときにはもちろん地方側の
意見も聞きまして、そういう非常の場
合の業務管理をどうするかといふこと
は、これは当然規程ができます。その
規程に従い、水利権の内容に従い、そ
の当時の需要の緊急性に従いまして、
適切に処理し得るような体制は当然公
団がとるはずでございまして、そう
いふふうにお考えおき願ひたいと思ひ
ます。

○岡本(隆)委員 そこで、さっきの
同意あるいは協議の問題が重要になつ
てくると思うのです。そういうせつ
ば詰まつた場合、農民にとつて、もう
一年の収入が皆無になるかどうかとい
う——懸念の場合に、作付の時期に作
付できないといふことは、これは農民
にとつたら一年収入がないといふこと
なんです。工業にとつたら、かりにそ
の期間、二十日間ストップしても、な
お一年三百六十五日ですからね。だか
ら、工業にとつてはまだ工業の生き死
にの——それは大きな問題ですが、こ
れは二十日間ストライキをやられたら

どえらい損やといふことと同じで、こ
れは大へんな問題でしょう。しかし、
農民、しかもそれが零細な生計を営む
農民が一年間の収入が皆無になるとい
うような段階の水飢饉の問題、それを
末端の公団が管理規程を作るときに、
地元の意見を聞いてやるのだから心配
はなからうといふふうな、こういう漫
然とした答えでは、これはそのことが
農民にわかれば、農家にわかれば、断
じて承服しないと思うのです。これは
やはり水利利用の順位、ことに従来使
つておつた——従来はそういうふうなダ
ム・サイトのところを流れておる水の
最後の一滴まで農民が水をせいて、そ
うして、その地域の農民が使つておつ
た。今度新たにそこへダムを作つて工
業開発がされた。開発された工業はあ
と入りの口なんです。だから、そうい
うあと入りの口のために、今度はそう
いふふうな万一の場合に、最後の——

水飢饉といふものは、それは二十二年に
一回か百年に一回か、それは存じませ
ん。しかし、そういう非常なときに
は、農家は水が保証されるのだとい
う保証がなくては、これは農家にとつ
ては重大問題だと思ふのです。あるい
はまた地域によつては、もつとひんば
んにあるかもしれない問題になつてく
ると思ふのです。そういう点につい
て、もつと明確に順位を規定するよう
なことを政令で定めるといふところま
でいかなければ、これは意見を聞くん
だといふようなことでは済まされない
問題であると思ふのですが、いかがで
しょうか。

○管政府委員 この管理規程を作りま
すときは、政令の定むるところによつ
て作ることになっておりますから、こ
の政令でそういうことも書くと思ひま

するし、公団の業務管理規程を作りま
すときには、そういう例外の場合のこ
とも、これは当然書くと思ひます。こ
に主務大臣の認可を得ることになつて
おりますから、農林大臣なら農林大臣
のお立場から、渾水の場合の農業利水
につきましても御要望もありませんか
ら、当然そういうことは入つてくる
と思うのでございますが、この法律上
にそこまで書きませんでも、管理規程の
作成にあつては当然そういうことに
なります。そういう重要な規程が、管
理規程の最も重要な問題ではない
かと私は思ひますから、当然そうなる
と思うのでございます。

○岡本(隆)委員 今の次官の御答弁
です、順位は政令をもつて明らかに
するといふふうなことでございませ
んが、それでは藤山長官にお尋ねいた
しますが、今の次官の御答弁間違ひご
ざいませんか。

それと、農業用水、飲料水、州業用
水、この三者の順位はどうなるのか。
ここで明確にしておいていただきたい
と思ひます。

○藤山國務大臣 今の次官が申したこ
とは、その通りに行なわれるのではな
いかと私も考えております。

○岡本(隆)委員 順位はどうなります
か。

藤山國務大臣 ひろんそれらの個々の
政令の内容についてはございせん。
しかし、問題は、今の農業と工業、そ
れから飲料水、三者の関係について
は、それぞれ当該事情によりまして、
過去の問題を新たに問題化したくない
ような立場において運用されるように
規定されることだらうと思ひます。

ですが、われわれが政府原案に、ある
いは政府原案を少し修正したものに同
意するかしんないかといふことをきめる
大きなキーポイントになつてくるので
すから、その点、もう少しはっきり、も
やもやした形の御答弁——なかなかあ
なたは、もやもやと上手に御答弁な
さいますが、そういうことでなしに、
これははっきり、第一に農業用水、第
二に飲料水、第三工業用水、こうい
う順序においてそういう渾水の場合は
水の配分をするんだといふことを、は
っきりここであなたから明確にしてい
ただきたいと思ひます。今、次官が大
体そういうことを言つたのだから、次
官の言つたことを大臣が言えないこと
はないでしょう。

○藤山國務大臣 この政令及びそれを
運用する場合に、当然関係主務大臣が
おるわけでありまして、その意見が、
政令その他の規定にも十分入つて参り
ますので、どれを一番いい順位にする
かといふことは、相当主務大臣間で議
論があろうと思ひます。今お話しの上
に、何を一位にし、何を第二位にす
るかといふことは、私ちよつとここで
独断で決めて答弁するわけには参らぬ
と思ひます。

○岡本(隆)委員 それでは、今、次
官の言われたことは、あれはちよいと
でたらめだといふあなたの御答弁です
か。

○藤山國務大臣 私の理解しており
ますところによると、次官も、どの仕
事が第一順位だといふことは言つてお
らぬのです。そういうことについて十
分に政令において検討の上、これを規
定していく、こういう御答弁をしてお
ると思ひます。

○二階堂委員長 岡本君に申し上げますが、時間もだいぶ経過しておりますので、一つ締めくくりをお願いいたします。

○岡本（隆）委員 それでは、早速記録をもう一度読み直しまして、次の機会にもう一度得心のいくように御説明を願いたいと思います。きょうはこの程度で終わります。

○二階堂委員長 次会は明十一日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十一分散会

昭和三十六年十月十三日印刷

昭和三十六年十月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局